

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 保険料の賦課限度額の見直し（第13条の6及び第13条の6の12）

区 分	改正前	改正後
基礎賦課限度額	<u>63万円</u>	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金等賦課限度額	<u>19万円</u>	<u>20万円</u>
介護納付金賦課限度額	17万円	17万円
合 計	<u>99万円</u>	<u>102万円</u>

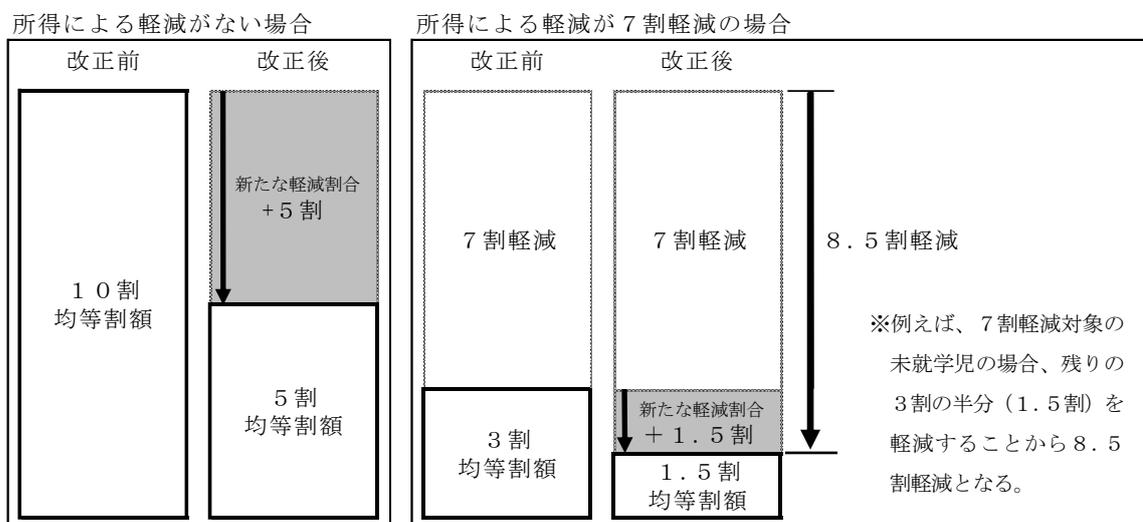
(2) 未就学児の被保険者均等割額の減額の適用（第18条の3）

未就学児の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額について、その5割を公費により軽減する。なお、所得の状況によって被保険者均等割の保険料額を軽減している場合は、その残りの5割を公費により軽減する。

（公費の負担割合：国1/2・県1/4・市1/4）

所得による軽減区分（改正前）	新たな軽減割合	改正後
<u>軽減がない場合</u>	<u>+5割</u>	<u>5割軽減</u>
<u>2割軽減の場合</u>	<u>+4割</u>	<u>6割軽減</u>
<u>5割軽減の場合</u>	<u>+2.5割</u>	<u>7.5割軽減</u>
<u>7割軽減の場合</u>	<u>+1.5割</u>	<u>8.5割軽減</u>

【軽減イメージ】



2. 適用

令和4年度分の保険料から適用